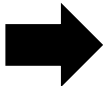


国民健康保険の高額療養費自己負担限度額の見直しについて

高額療養費は、医療機関で 1 か月に支払った窓口負担が自己負担限度額を超えた場合、その超えた分を、加入している健康保険から支給（払い戻し）する制度です。高齢化や高額薬剤の普及等によりその総額は年々増加しており、結果として現役世代を中心として保険税の増加につながっており、高額療養費の役割を維持しつつ、健康な方を含めた全ての世代の被保険者の保険税負担の軽減を図る観点から、令和 8 年 8 月から、自己負担限度額が次のとおり見直されます。

① 7 0 歳未満の人
(令和 8 年 7 月まで)

所得区分		自己負担限度額（月額）
ア	所得 901 万円超	252,600 円＋（総医療費－842,000 円）×1% 【4 回目以降 140,100 円】
イ	所得 600 万円超 901 万円以下	167,400 円＋（総医療費－558,000 円）×1% 【4 回目以降 93,000 円】
ウ	所得 210 万円超 600 万円以下	80,100 円＋（総医療費－267,000 円）×1% 【4 回目以降 44,400 円】
エ	所得 210 万円以下	57,600 円 【4 回目以降 44,400 円】
オ	住民税非課税世帯	35,400 円 【4 回目以降 24,600 円】



(令和 8 年 8 月から)

世帯の所得区分		自己負担限度額（月額）	年間上限
ア	所得 901 万円超	270,300 円＋（総医療費－901,000 円）×1% 【4 回目以降 140,100 円】	168 万円
イ	所得 600 万円超 901 万円以下	179,100 円＋（総医療費－597,000 円）×1% 【4 回目以降 93,000 円】	111 万円
ウ	所得 210 万円超 600 万円以下	85,800 円＋（総医療費－286,000 円）×1% 【4 回目以降 44,400 円】	53 万円
エ	所得 210 万円以下	61,500 円 【4 回目以降 44,400 円】	53 万円
オ	住民税非課税世帯	36,900 円 【4 回目以降 24,600 円】	29 万円

② 7 0 ～ 7 4 歳の人
(令和 8 年 7 月まで)

世帯の所得区分		自己負担限度額（月額）	
		世帯単位 （入院と外来があった 場合等の限度額）	
		外来（個人ごと）	
現役並み 所得者	課税所得 690 万円以上	252,600 円＋（総医療費－842,000 円）×1% 【4 回目以降 140,100 円】	
	課税所得 380～689 万円	167,400 円＋（総医療費－558,000 円）×1% 【4 回目以降 93,000 円】	
	課税所得 145～379 万円	80,100 円＋（総医療費－267,000 円）×1% 【4 回目以降 44,400 円】	
一般 課税所得 145 万円未満		18,000 円 【外来年間上限 144,000 円】	57,600 【4 回目以降 44,400 円】
低所得者	Ⅱ	8,000 円	24,600 円
	Ⅰ		15,000 円



(令和 8 年 8 月から)

世帯の所得区分		自己負担限度額（月額）		年間上限
		世帯単位 （入院と外来があった 場合等の限度額）		
		外来（個人ごと）		
現役並み 所得者	課税所得 690 万円以上	270,300 円＋（総医療費－901,000 円）×1% 【4 回目以降 140,100 円】		168 万円
	課税所得 380～689 万円	179,100 円＋（総医療費－597,000 円）×1% 【4 回目以降 93,000 円】		111 万円
	課税所得 145～379 万円	85,800 円＋（総医療費－286,000 円）×1% 【4 回目以降 44,400 円】		53 万円
一般 課税所得 145 万円未満		22,000 円 【外来年間上限 216,000 円】	61,500 円 【4 回目以降 44,400 円】	53 万円
低所得者	Ⅱ	11,000 円 【外来年間上限 96,000 円】	25,700 円 【4 回目以降 24,600 円】	29 万円
	Ⅰ	8,000 円	15,700 円	18 万円